

標題 : 人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部改正について（災害応急作業等手当  
連）  
発信番号 : 自治労情報2024第0028号  
発信日付 : 2024年2月16日  
宛先（団体） :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

人事院は2月15日、人事院規則9-30（特殊勤務手当）を一部改正し、災害応急作業等手当について、対象職員の拡大、手当額の改定等を行いました。

主なポイントは下記の通りです。  
・ 手当額について、「大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円とする」とされました。  
・ 「大規模な災害として人事院が定める災害」については給実甲第1324号に規定されました。  
・ 今回の能登半島地震は「大規模な災害として人事院が定める災害」にあたるため、対象作業に係る手当額は1,080円となります。  
・ 改正は2024年1月1日からの適用となります。

災害応急作業等手当については、1月19日発出の総務省通知（自治労情報2024第11号）もあわせてご参照ください。

添付ファイル :  
人事院規則9-30-108.pdf  
給実甲第1324号（給実甲第197号の一部改正）.pdf  
令和6年人事院公示第2号（昭和38年人事院公示第5号の一部改正）.pdf